

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	第二愛育園	
運営法人名称	社会福祉法人 成光苑	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	堤 知子 園長	
定員（利用人数）	200 名 （ 183 名 ）	
事業所所在地	〒 565-0816 大阪府吹田市長野東13-5	
電話番号	06 - 6878 - 5551	
FAX番号	06 - 6878 - 5551	
ホームページアドレス	https://dai2-aiikuen.org/about/index.html	
電子メールアドレス	dai2aiikuen@sutv.zaq.ne.jp	
事業開始年月日	昭和50年10月1日	
職員・従業員数※	正規 17 名	非正規 30 名
専門職員※	保育士：正規 17名、非正規 16名 栄養士：正規 1名、調理師 正規 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室：0～5歳児（1，2歳は各2クラス）、 調乳室、調理室、音楽室、子育て支援室、相談室、 沐浴槽：3、トイレ：男の子用14台 女の子用15台 園庭、乳児用園庭、屋上庭園、駐輪場、駐車場	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	3 回
前回の受審時期	平成 30 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

保育理念

新しい時代に生きる力の基礎を培う
女性の社会参加の支援に貢献する
地域子育て支援を積極的に行い、子どもの成長を喜ぶ社会の実現に寄与する

保育方針

健康な心身、思いやりの心、頑張る力を育みます
させられる子どもからする子どもに育てます
日々の保育活動を通じ、地域福祉の貢献に努めます

保育目標

各年齢の発達段階をふまえ、育児担当制を実施し、個々の性格や発達状態を配慮して保育する。
安全且つ衛生的な環境の中で、疾病の予防と健康の保持増進を図る。
園での生活に散歩を多く取り入れ、歩行を確実にし体力を鍛え、また、自然や社会と触れ合う機会を多くする。
リズム運動を通して子ども達の運動諸機能を促す。
年間を通して薄着素足の生活で皮膚を鍛えると共に新陳代謝を促す。
地域の子どもの健全育成と子育て支援を図り、また老人との交流を深める中で、地域福祉に貢献する。
家庭的な保育を進める中で、長時間保育児に対してくつろげる場所を確保すると共に、保護者との連携をとり子どもの心身発達を援助する。

【施設・事業所の特徴的な取組】

(1) 乳児クラスは育児担当制を行い、子どもとの愛着関係や信頼関係を密に築き、個々の発達に合わせた保育を進めている。朝の日課（おやつ・排泄・シール貼り・立腰）から担当の保育士を固定し、活動、食事、睡眠を始め一日一緒に過ごすことで安心して生活する事が出来ている。保育室はグループ毎に区切って、食事や睡眠の場所を固定して過ごすようにしているので、子ども自身「自分の場所」という事が理解出来ている。幼児クラスは、毎朝体育活動に取り組み、前日の脳内ストレスを発散できるようにしている。また、子どもの待ち時間を短くするようしたり、生活の中で個々に合わせた補助を丁寧に行えるように、グループでの保育を進めている。

(2) リズム運動に積極的に取り組み、発達に合わせた動きを通して運動諸機能を促している。0歳児のクラスから保育士の弾くピアノに合わせて保育士が子どもの見本となるように動くことを心掛けて子どもが真似できるようにしている。子どもが出来るようになったことは、大いに褒めて自信や意欲に繋げていくことが出来ている。週に1回は異年齢での取り組みを行うようにして年上の姿を見て憧れの気持ちや「やってみたい」と感じられるようにしていたが、現在は残念ながらコロナウイルス感染症拡大予防の為に出来ていない。職員の質の向上には、法人によるリズム研修を受けて動きの確認やピアノの弾き方を指導してもらっている。

(3) 「季節を感じて 触れ合って ころとからだ かがやく子」をキャッチフレーズに行事や日々の生活を通して季節を感じられるようにしている。地藏盆や年末のお餅つき会は、家庭で体験できないことを子どもが園で体験できるように企画したり、クッキングでは梅干し作りや味噌作り、秋には干し柿作り等を取り入れ日本の大切にしてきた文化や伝統を知らせることも行っている。また、行事食を取り入れて七夕そうめんやクリスマスケーキ、節分の巻きずし等食事面からも季節を感じられるように進めている。

(4) 漢字絵本や立腰に取り組んでいる。石井勲氏の教えをもとにした絵本の教材を使用して、計画に基づき漢字遊びを進めている。保育士は子ども自身が楽しく取り組むことができるように進め方を考慮したり、出来たことや子どもの言葉に耳を傾ける姿勢を見せて意欲や自信に繋げられるようにしている。また、絵本を通して美しい日本語を話せるようにも取り組んでいます。立腰は集中力を伸ばすことや正しい姿勢を身に付けられるように毎日、一定時間、0歳児より取り組んでいる。正しい姿勢が脳を活発に働かせることに繋げたり、次の活動へのスムーズな移行を目指している。

(5) 子育て支援、地域貢献にも積極的に取り組んでいる。子育て支援では、育児教室はもとよりベビーマッサージ、0歳児向けの育児教室（すこやかサロン）、公園保育など、妊産婦から途切れのない母親支援を目指し取り組んでいる。又、地域貢献として民生委員の方とも連携を取りながら高齢者の方が、立ち寄れる場を提供し、その時にお話しをしたり雑巾縫いや千羽鶴を折るなど、手先を使うことも一緒に行っている。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	令和3年1月28日～令和3年7月8日
評価決定年月日	令和3年7月8日
評価調査者（役割）	0501C022（運営管理委員） 1701C005（運営管理・専門職委員）

【総評】

◆評価機関総合コメント

過去に3度他の評価機関で受審をされた園でしたので、評価の進め方におおむね違いはないものの、細部で評価の段取りや考え方や重点の置き方（弊社の場合は改善が最も重要）が異なる点を考慮し、系列の園や法人本部を交えて4月に事前説明会を開催し、6月に保護者アンケート実施（高い回収率91.3%、高い保護者満足度5点満点で4.5点）、その後「自己評価表」を提出願い進めました。訪問調査時は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置期間中（6月21日～7月11日）でしたので、評価調査者のコロナワクチンの事前接種、訪問時の検温・手洗い、ヒアリング時のマスク及びマウスシールドの着用、食事は別室で黙食、面談室内でのソーシャル・ディスタンスの確保、換気、随時の休憩等 やれるコロナ対策は全て実施しました。法人本部の管理職が声援を送る中、園長・主任保育士・栄養士を中心に園のスタッフ全員参加で、アクティブ・ラーニング（職員が主体的で、対話的で、深い学び）を心掛け、評価基準を通じて、さらなる園の進化の芽を模索しました。評価結果は前回受審時 2018年6月の指摘事項b評価7項目から進化し、今回b評価1項目となり、大幅に改善されている事が確認出来ました。

◆特に評価の高い点

（1）子どもが「学びの自立」「生活上の自立」「精神的な自立」に向かって、健やかに育ちゆくことを願って様々な体験ができるように、『保育所保育指針』に示された保育内容の「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」等の5領域において、特色ある保育実践を取り入れていました。職員はそれらの内容を保育で展開するためのスキルを磨き、子どもの主体性を重んじ個人差に配慮して取り組みを進めています。

（2）「季節を感じ、触れ合って、心と体 輝く子ども」という育ちへの願いを込めて、環境整備を行っていました。季節に応じて菜園活動やクッキング等を保育に取り入れたり、屋上の庭園には花や実のなる木が植えられ、子どもが観察をしたり、五感を働かせて季節を感じることができるよう工夫されていました。

（3）「地域に開かれ愛され、地域福祉の拠点となる施設経営を目指す」という法人理念に則り、子どもが地域の高齢者等様々な世代と交流する機会を保育内容に取り入れたり、地域子育て支援の取り組みも充実しています。特に、子育て支援事業（子育て支援センター）には、専任の人財が居て、地域の子育て世代に向けて、妊婦の時から切れ目のない支援を行えるように連続性を持たせた支援に取り組んでいます。すこやかサロン（妊産婦、0歳の親子）、さくらんぼ教室 育児相談（1～2歳児の親子）、レインボー保育 出前保育（公園に遊びに来ている親子）、ベビーヒーリング（3～7ヶ月の赤ちゃん）等を実施したり、大阪府認定のスマイルサポーターが4名在籍し、大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）にも参加し地域でアフターケアが必要な時に支援が出来る体制も構築しています。「地域とともにある保育園」です。

◆改善を求められる点

評価基準 15番 II-2-(1)-② 3つめの項目

キャリアパスに沿った人事基準が構築されていますが、それに基づく成果や貢献度が評価した事が「客観的証拠」で確認出来ませんでした。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回4回目の第三者評価を受審しました。受審するに辺り、スタッフが一丸となり保育の見直しやマニュアルの周知確認を、改めてすることが出来る機会となりました。今回の受審の結果内容について、改善点や課題については、職員会議で話し合い早急に対応します。

また、保護者アンケートを通して出てきた課題については、真摯に受け止め改善を行い、より良い保育のサービスの向上の提供に努めて参ります。

今後も、保育の内容の振り返り、更なる保育の質の向上を目指し職員一丸となり、日々保育に取り組んでまいります。

第三者評価を受審することで、調査者の方々には、いろいろなアドバイスや助言を頂き、大変勉強になり参考になりました。今後の保育にいかしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	<p>法人理念や基本方針はホームページや『パンフレット』、『ガイドブック（入園のしおり）』に明文化し、周知を図っています。法人発行の冊子『和顔愛語』を職員に配布、「大切にしたい想い」や「求めるスタッフ像」などの復唱を会議や毎日の昼礼時の読み合わせや研修会で周知し、幼児教育・保育を実践しています。また、新規採用者には、法人全体で「保育基礎研修」を実施し、法人理念・方針・「大切にしたい想い」を伝える場をもち、共通理解を図っています。保護者には保護者会総会の時やクラス懇談会にて資料を配布し、説明しています。また、訪問調査当日 7/2（金）に、保育士・栄養士・調理師等の全職員の脳裏に理念、方針、目標が刻み込まれているか、「筆記テスト」を行い、周知方法の妥当性を確認しました。</p> <p>～ 保護者の保育理念・保育方針の理解度 <アウトカム評価> ～ 2021年6月実施 保護者アンケート結果（総数183家族 回収167件 回収率91.3%） 設問 1 保育園の保育理念・保育方針をご存じですか？</p> <p>⇒回答 ①よく知っている 29（17.4%） ②まあ知っている 92（55.1%） ③どちらともいえない 20（12%） ④あまり知らない 23（13.8%） ⑤まったく知らない 2（1.2%） ⑥未記入 1（0.6%）</p> <p>①よく知っている 29（17.4%） + ②まあ知っている 92（55.1%） = 121（72.5%）・・・保護者は良く認識されていますが、園長は高い目標値85%を掲げ、今後は春のクラス懇談会や7月の参観の場でのより一層の周知を検討されています。</p>	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<p>『第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））』、『第3次吹田市地域福祉計画（計画期間 平成28年4月～令和4年3月）』を参考にしたり、市関係や社会福祉関係団体・協議会等に関与し、待機児童の把握等情報収集を行っています。また、行政機関や民間保育園などが参加する懇談会に出席したり、法人の定例園長会（偶数月に実施）では各地域の情報交換や理事長の訓話等から、社会福祉の動向について把握しています。</p>	

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	園長は、将来の地域の入園希望者の減少、保育スタッフの確保難、幼児教育・働く保護者の変化を続けるニーズを踏まえ、法人と協議し、法人内の夜間保育園との一体化や認定こども園化を進めています。	

	評価結果
--	-------------

I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	『中長期計画（令和3年度～5年度）』を法人理念や愛育園経営方針、地域の現状とニーズを踏まえ法人と連携をとって作成しています。園長・主任保育士は話し合い目標を立て、経営課題と問題点の解決・改善に向けた内容になっています。また、理事会や評議員会などで経営状態の確認も行っています。『中長期計画』の内容は、最初に「計画の考え方」を記載し、①確実、効果的かつ適正な事業経営、②福祉サービスの向上に向けた活動、③人財確保と育成、④園の特性を踏まえた取組 の項目を設定し、それぞれ ①現状、②課題、③実行計画の3つの側面で記載されています。	
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	『中長期計画』に沿った「令和3年度事業計画」を作成し、1) 保育・教育方針及び目標、2) 重点目標、3) 事業経営等の13項目で構成されています。特に、2) 重点目標は、①確実、効果的かつ適正な事業経営、②福祉サービスの向上に向けた活動、③人財確保と育成、④園の特徴を踏まえた取組 の4つの分類で詳細に記載されています。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	(コメント)	職員会議等において教育・保育内容や園の運営等に関する振り返りを実施して職員各々の意見を引き出し、出てきた意見や課題を踏まえ、園長、幹部・中堅スタッフが中心となり、事業計画を策定しています。また、定期的に評価・見直しを行っています。	
7	I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
	(コメント)	事業計画の内容を踏まえた当該年度の取り組みの概要を作成し、保護者会や入園説明会、懇談会で配布して説明する機会を持っています。内容は、専門用語等は使用せず、保護者が分かりやすい表現にし、主な内容が伝わりやすいように簡潔にまとめています。また、毎年実施している保護者アンケートや行事実施後のアンケートの意見等を踏まえた内容にもなっています。	

			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	(コメント)	令和元年度までは5領域に関連する事項について、Googleフォームを使用して年1回、保育士それぞれが自己評価に取り組んでいました。令和2年度からは、人権擁護に関する事項（全国保育士会作成）について、自己チェック・他者チェックを年3回行い、出た結果に基づき、幹部職層が中心となって議論する機会を持つようにしています。事業計画の重点目標に基づいて実施した取組の実施状況や課題点を抽出する等、保育園としての自己評価（園評価）を年に1回実施しています。また、定期的に第三者評価（3年毎、今回で4回目）を受審し、保育サービスの向上に努めています。	
9	I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	(コメント)	『中長期計画』や「令和3年度事業計画」の中の項目2番 重点目標に課題を抽出し、特に、人権擁護に関する取り組みや組織の一体感を醸成するための改善計画は、定例園長会等において進捗状況を報告するとともに、必要に応じて、計画の見直しを行っています。また、保護者アンケートで要望が多かった「連絡事項のお知らせをより早く」という課題には、①行事の日程の変更などは、2か月前にまでにお知らせする。②お知らせ事項については、日曜日を挟んだ2週間前にお知らせする。③お知らせについては詳しく説明が出来るように職員間でも共通理解しお知らせする。方向性で急ピッチで改善に取り組んでいました。	
	(コメント)	お金を使って良くする「改良 improvement」と 知恵を使って良くする「改善 KAIZEN」は、少し異なります。その大きな違いは、「改良」は、限りあるお金を使って行い、「改善」は、無限の人の知恵を使う点です。この項目で行いたいのは、園内の課題を①保護者の要望・意見、②職員の気づき等から抽出分類、見える化した「改善計画書」を作成し、1) 職員が共通認識や当事者意識が持てるようにし、2) 優先順位を付け担当者を指名、3) DEADLINE（達成期限）を意識させ、4) 狙った通りに実施出来ているか否かの確認をチェッカーにより実施する等も含めて、人財育成も兼ねたチームによる改善です。より進化した「改善計画書」を期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を込めている。	a
	(コメント) 「職務分掌」等は、文書化し、会議などで職員に周知しています。災害時の管理者の役割や責任についても『愛育園保育マニュアル』にて明確化しており、園長不在時の権限委任等も明文化されています。	
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	(コメント) 法人よりコンプライアンス（法令遵守）を厳命されており、園長は「遵守すべき法令」を職員会議等で各人の仕事と結びつけて指導を行っています。また、『各種法令集』は事務室内に完備し、職員がいつでも閲覧できるようにしたり、回覧などで知らせるようにして周知を図っています。 訪問調査7/2（金）の際に、保育士・栄養士・調理師等の全職員の脳裏に遵守すべき法令が刻み込まれているか、「筆記テスト」を行い、確認しました。 職員が回答した関係法令の一部抜粋： ①子ども・子育て支援法 ②保育所保育指針 ③児童福祉法 ④社会福祉法 ⑤食品衛生法 ⑥個人情報保護法 ⑦労働安全衛生法 ⑧消防法 ⑨児童虐待の防止等に関する法律 ⑩育児・介護休業法 ⑪労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策法制化 施行 2020年6月1日～）等 同法人は、2015年度より『ハラスメント防止規程』を作成し対応しています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント) 園長は、指導計画の省察の確認や各クラスの巡回観察、会議などを通して幼児教育・保育の実施状況の評価分析を行い、課題が生じた時には、改善に向けてリーダーシップを発揮し、具体的な取り組みを明示し、指導を行っています。また職員の教育、研修の充実を図るため、組織的・計画的・体系的な「年間研修計画」を立案して研修に参加させています。	
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント) 理事会資料をもとに法人の提案や人事について把握し、園長はリーダーシップを発揮し、経営の改善や業務の実行性の向上に向けて取り組んでいます。経営の改善や業務の実効性を高める幼児教育・保育を実践しています。	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	<p>(コメント)</p> <p>福祉人材の確保や定着の考え方は、『中長期計画（令和3年度～5年度）』の③人財確保と育成に詳細に記載されており、それに基づき、法人本部で人事担当が具体的な「（求人）年間計画」を立て、就職、採用情報サイトへの掲載や養成校への訪問、就職フェア等に園長をはじめ職員が積極的に参加しています。</p> <p>PR動画 第二愛育園2021 リクルートチャンネル（54秒）</p> <p>https://www.youtube.com/watch?v=ouc7wLr5lz4</p>	

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
	<p>(コメント)</p> <p>『愛育園保育マニュアル』（2021.4.1改訂）や法人発行の冊子『和顔愛語（わげんあいご）』に「求めるスタッフ像」が明文化され、全職員に配付されています。求めるスタッフ像の内容は、①笑顔で挨拶、その良識・常識ある行動 ②仕事を通じて人間的に成長する ③感性豊かに、何事もポジティブに考える ④専門職として常に自分に働きかける ⑤目標を持ち、実践する事ができる となっています。この5つの柱には、それぞれ解説も記載されており、大変分かりやすく完成度が高いと感じました。</p> <p>また、キャリアパスに人事基準が明確にされており、事務所で職員はいつでも閲覧可能となっています。経験年数や貢献度などにより中堅リーダーやミドルリーダーといった階層によって処遇が改善されており、研修に参加して必要なスキルをアップさせるべく取り組んでいます。ただ、人事基準に沿った職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を実際に評価した事の「客観的証拠」が確認出来ませんでした。</p> <p>【 前回 2018年6月の受審時も、この項目はb評価でした 】</p>	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
	<p>(コメント)</p> <p>職員の就業状況や意向の把握を面談で行い、時間外労働を削減したりして、より良い職場環境になるよう心掛けています。『改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）』、『育児・介護休業法』に対応し、『パワー・ハラスメントの防止に関する規定』や『セクシャルハラスメントの防止に関する規定』（2015.8.1）を作成し、また「次世代育成支援対策推進法（第7期）」・「女性活躍推進法（第3期）」に基づく行動計画を（令和2年4月1日）作成したりして早番や遅番の当番を外したり減らすなど配慮しています。園長面談の他には、主任保育士や副主任保育士が面談する機会を持って話しやすい雰囲気での面談を心掛けたり、非常勤の職員のみでの会議やグループワークで話せる研修を進めています。法人には内部通報制度（2011.9.1～）がある事も職員に周知しています。</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	<p>「チャレンジシート」を活用して、毎年の目標を立てて、スキルアップを目指し、達成度の振り返りを行い、専門性の向上を図っています。園長のみならず中堅リーダーは経験年数の短い職員の目標を共有し、的確に助言できるようにしています。年に3回の面談を通して目標達成の確認を行っています。また、キャリアアップ体制を構築し職責に応じた研修の受講を推奨しています。 【前回3年前 2018年6月の受審時は、b評価でしたが進化されています】</p>	
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	<p>『愛育園保育マニュアル』や法人発行の冊子『和顔愛語（わげんあいご）』に「求めるスタッフ像」が明文化されています。必要とする専門技術や専門資格を求めるために「全体的な計画」に基づいて『年間研修計画』を立てています。面談において計画の評価や見直しを行っています。園には、幼児教育・保育のノウハウが集積された25程度の『マニュアル・規定』が在ります。年に1度程度、園内研修で『マニュアル・規定』をみんなで読み込む研修を『年間研修計画』に組み込んでみては如何でしょうか。</p>	
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	<p>『研修計画』に沿って、園内研修、園外研修、園内・園外往還型（外部研修で受けた内容を保育現場で実践し、それをまた次の研修で持ち寄って研修を行う、外部研修と現場の取り組みの往還を繰り返す中で、保育の質向上を実現しようとする研修スタイル）を実施したり、新任や経験年数の短い職員にはOJTにより園内研修を進めています。保育職の専門性と価値が尊重され、保育者がやりがい、保育の探求のおもしろさを感じる対話的な研修の重要性や、保育者の主体的で・対話的で・深い学び（アクティブ・ラーニング）への転換を目指されています。</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	<p>『実習生受入れマニュアル』（2021.4.1改訂）に基づいて実習生を受け入れて、養成校と連携を取りながら進めています。実習生には「設定保育」の時間を設けたり、絵本を読む機会を持ってもらうなどして専門性の高い実習になるようにしています。</p> <p>「子ども・保護者により添う仕事は、朝早くから夜遅くまで、とっても大変な毎日だけど、最高に楽しい」と伝えようとしてされています。幼い頃の夢を叶えて、職業に就く方は、ほんの一握りです。保育士等の専門職は、幸運な職業人です。また、乳幼児は、1日に400回程度笑うと言われています。一方、大人は、多くて1日に15回笑えば、良い方です。良く笑う子どもの近くにいつも居る保育士も、たくさん笑います。こんな職業は、おそらく他には無い気がします。保育士は、「楽しいから笑えるのではなく、笑っているから楽しくなる」事を子どもから学べる職業です。</p> <p style="text-align: center;">* 直近3カ年 実習生受け入れ実績</p> <p style="text-align: center;">2020年度 5人 2019年度 4人 2018年度 5人</p>	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	<p>園・法人のホームページや財務諸表等電子開示システムにて、運営の透明性を確保する情報公開をされています。コーポレート・ガバナンス（園の内部統制、健全な経営、効率的な業務）のKEYとなる①透明性、②情報公開、③説明責任を遵守されています。</p> <p>【園・法人HPや財務諸表等電子開示システムによる情報公開状況】</p> <p>(コメント) 7/2 現在（平成31年4月1日～令和2年3月31日 決算情報等）</p> <p>① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款 ⑥ 役員報酬総額</p> <p>参考) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム</p> <p>http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do</p>	
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	<p>(コメント) 法人で公認会計士による事務、財務に関する点検や指導を受け、「会計監査人報告書」（R2.6.2 T有限責任監査法人 公認会計士 M）を公開しています。また、自主点検事業も実施し、「監事監査報告」を公開し、経営改善に取り組んでいます。</p>	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	<p>(コメント) 地域との交流、地域貢献は極めて熱心に取組んでいます。ホームページや『園のパンフレット』に概要を記載したり、『子育て支援センター用パンフレット』も作成したり、「事業計画」に地域交流に関する基本的な考え方を記載しています。市からの就学に向けての教育機関への悩み相談や催し物など掲示しています。子育て世代に向けてのイベント（運動会）や絵本の読み聞かせ、親子教室にボランティアで支援する体制や、高齢者世代には園に招待し、お花見会や敬老会、ふれあい遊びをする機会を作っています。また、公園での子育て支援活動や地域の親子教室でのボランティアに出向き定期的に交流を持つ機会があります。</p>	

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	<p>(コメント)</p> <p>『ボランティア受け入れマニュアル』（2021.4.1改訂）を整備し、受け入れ表明を社会福祉協議会に登録し、いつでも受け入れ出来るようにしています。コロナ禍以前は、中学生の職場体験・小学生の町探検の見学施設の受け入れ（保育体験活動）を行っていました。（今年度前半・前年度は新型コロナウイルス感染予防の為、実施していません）中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃん保育士の卵は、乳幼児から慕われ、貴重な戦力ともなっていたようです。中学生や小学生が乳幼児と触れ合う事で、子どもへの理解を深めるほか、命の大切さや人とのつながり、思いやりの心を養っています。将来この中から、保育者がうまれてくれたらと思うと楽しみです。 【前回 2018年6月の受審時は、b評価でしたが進化されています】</p> <p style="text-align: center;">* 直近3カ年 ボランティア等受け入れ実績</p> <p style="text-align: center;">2020年度 1人 2019年度 2人 2018年度 3人</p>	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>(コメント)</p> <p>社会資源を明示したリストや資料を作成、掲示したり、職員間で共有しています。小学校・中学校区地域福祉協議会、児童相談所、民生委員、児童委員等の関係機関等と適切に連携しています。また、園には大阪府認定のスマイルサポーターが4名在籍し、大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）にも参加し地域でアフターケアが必要な時に支援が出来る体制を構築しています。</p>	a
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <p>(コメント)</p> <p>地域での協議会や関係機関との連絡会に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めたり、地域の運動会や地域の高齢者との交流、場所の提供など地域の子育て家庭や高齢者と触れ合う機会に直接ヒアリング等して、福祉ニーズの把握をするよう努めています。また、園の子育て支援事業では参加者にアンケートを取り、具体的な福祉ニーズの把握に努めています。</p>	a
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <p>(コメント)</p> <p>子育て支援事業（子育て支援センター）専任の人財が居て、地域の子育て世代に向けて、妊婦の時から切れ目のない支援を行えるように連続性を持たせた支援に取り組んでいます。すこやかサロン（妊産婦、0歳の親子）、園庭解放、行事に参加しよう 地域開放（0～3歳児の親子）、さくらんぼ教室 育児相談（1～2歳児の親子）、レインボー保育 出前保育（公園に遊びに来ている親子）、サークル支援（0～3歳児の親子）、ベビーヒーリング（3～7ヶ月の赤ちゃん）及び 赤ちゃんの駅（7:00～19:00 日・祝日・年末年始を除く）にも取り組み、必要な時に使用してもらっています。また、地域の高齢者が休憩場所として園を訪問してもらったり、世代間交流として、一緒に給食を食べたりするなどの活動も行っており、「地域とともにある保育園」となっています。</p> <p>園のホームページ 子育て支援、地域支援のページ</p> <p>https://dai2-aiikuen.org/kosodatesien/index.html</p> <p>https://dai2-aiikuen.org/kosodatesien/chiikishien.html</p>	a

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	(コメント) 『愛育園保育マニュアル』(2021.4.1改訂)に「全国保育士会倫理綱領」や「子どもの権利条約」を記入したり、子どもに対してのかかわり方や接し方などを明記し、一人一人の個性を尊重し、その子どもに合わせた幼児教育・保育が出来るように共通理解を持てるようにしています。特に、人権研修については「年間計画」を立て取り組んでいます。また、「人権擁護セルフチェックシート」を使用し、年3回自分の保育を振り返るようにしています。	
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
	(コメント) 子どものプライバシー保護は、『愛育園保育マニュアル』(2021.4.1改訂)、『プライバシー保護マニュアル』(2019.4改訂)に沿って、子どもの羞恥心へに配慮し、保育が行われており、職員会議で周知徹底しています。着替えの際はカーテンを閉めたり、トイレには扉や囲いを設置したり、設備面の工夫を行っています。また、シャワーの際は、幼児クラスでは男女別々で行ったりしています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
	(コメント) 理念や保育方針、幼児教育・保育サービスの内容等を記載した資料を市役所に置いたり、分かりやすいホームページを作成・更新したり、利用希望者に対して、『パンフレット』を配布したり、コロナ禍では電話にて園の保育方針や保育サービスについて説明しています。また、イベント等の際は、HPに掲載したり、門扉の掲示板に案内や写真等を掲示しています。	
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
	(コメント) 入園説明会で『ガイドブック』を基にパワーポイントを使用して、サービス内容や実施状況の細部まで明記し説明しています。サービス内容や料金等に同意していただけた方には「同意書」にサインをもらっています。変更時は事前にお知らせの手紙を配布したり、毎年ガイドブックに変更点がある時は、差し替えを配布し、同意書を頂いています。説明など配慮が必要な保護者には、園長・主任保育士等複数名で説明されています。	
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	(コメント) 転園の際には、「引き継ぎ書」を作成して申し送りをするよう定めています。卒園後も園長、主任保育士、担任等が窓口になって子どもや、保護者が相談できる事を『ガイドブック』に明記しています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>「行事アンケート」の定期的な実施や、保育参観・クラス懇談会・学年懇談会・個人懇談等を開催し、保護者の満足度を把握したり、日々の送迎時等、多くの機会にいろいろな方法で子どもや保護者の意向を把握しようと努めています。</p> <p>(コメント) 2021年6月実施の「保護者アンケート」結果は、大変高い満足度 及び 高い回収率 = 回収 167 / 配付 183 = 91.3% 【園全体の保護者満足度 5段階評価 ⇒ 4.5 大変高い満足度】 要望もいくつか頂いており、順次精査し、改善に取り組みます。 (詳細は、巻末の利用者調査を参照)</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>苦情解決の体制は、受付担当：主任保育士、解決責任者：園長、2名の第三者委員を設置し、ホームページや『ガイドブック』に明記し、園内にも掲示しています。</p> <p>また、園の玄関に「意見箱」を設置したり、匿名の保護者アンケートを実施し、保護者が苦情を申し出やすい工夫を行っています。苦情内容については「苦情受付表」に記録し、苦情を申し出た保護者には迅速に対応し、個人情報に配慮し他の保護者にも公表しています。</p> <p>第三者委員に関して、氏名・連絡先の電話番号が記載されていますが、どんな職業の方が分かる工夫も考慮されても良いかもしれません。(例 近隣の施設の園長、児童委員等の追記)</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>(コメント) 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法がある事や相手を自由に選べる事を『ガイドブック』やホームページ等に記載しています。相談時に使用出来る「相談室」を設けています。また、送迎時等、保護者に積極的に声を掛け意見を伺う姿勢を心掛けています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>(コメント) 『苦情対応マニュアル』(2021.4.1改訂)に沿って、「苦情、要望等報告書」を記録し、苦情解決を行っています。苦情、要望等を受け付けた際は、速やかに全職員に周知できるよう、昼礼で報告し、迅速な対応を行っています。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	(コメント)	『愛育園保育マニュアル』にて事故発生時の対応や安全確保の責任者、手順等を明確にし、職員に周知して、安心・安全な幼児教育・保育サービスを目指しています。また、手順に沿って「事故報告書」や「ヒヤリハット報告書」を記載しています。再発防止、未然防止は重要ですので、注意喚起で終わらず、出来るだけ危険源に処置を致しましょう。重大事故に至る可能性のある3つの保育場面 ①睡眠中 SIDS研修を年1回実施、年齢に応じて「睡眠チェック表」を使用 ②プール使用時・水遊びの際 注意事項を書面にて周知や少なくとも年に1回は心肺蘇生訓練を実施し、すべての職員が緊急時に対応する力を身につける ③食事の際に注意したり、『散歩マニュアル』（2021.4.1改訂）、「散歩マップ」を作成し公園等へお出掛けしています。	
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	(コメント)	『健康管理マニュアル』、「保健年間計画」を作成し、職員に周知しています。月1回衛生会議を担当者を中心に行い、園内の感染症の発生状況の周知や予防策を講じています。感染症が発生した場合は、掲示板にて、保護者にも情報提供を行っています。訪問調査時は、新型コロナ感染症のまん延防止等重点措置期間中（6月21日～7月11日）でしたので、評価調査者のコロナワクチンの事前接種、訪問時の検温・手洗い、ヒアリング時のマスク及びマウスシールドの着用、食事は別室で黙食、面談室内でのソーシャル・ディスタンスの確保、換気、随時の休憩等 やれる事は全て実施しました。	
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	(コメント)	発生確率が今後30年以内に70～80%と言われている南海トラフ大地震への備えは、『災害時対応マニュアル』（2021.4.1改訂）や『防災計画』、「備蓄リスト」を整備し、年度の初めに見直しをしています。大災害が発生した事を想定して、年1回、避難場所となっている小学校への避難訓練・保護者への引き渡し訓練を実施しています。備蓄品は、1日分の水（約450L）やアレルギー児にも対応出来る食品備蓄も用意しています。子どもの安否確認情報は「よい子ネット」で保護者に知らせるようにしています。また近年、気候変動により、日本沿岸の海面温度が上昇し、水蒸気を多く含むようになっており、線状降水帯、長雨蓄積型、激しい雨（1時間30mm以上）等の集中豪雨にも警戒が必要で、市の避難情報（令和3年5月から 警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 までに必ず避難 警戒レベル5 緊急安全確保）に注意し、何より「自分の身は自分で守る」（危機管理の基本 最悪を想定）意識が重要です。	

			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
	(コメント)	『愛育園マニュアル』に基づき、第二愛育園独自の『保育マニュアル』等を作成し、標準化を進め、全職員に周知しています。マニュアルには、保育の基本姿勢をはじめ、具体的な保育を展開していくための標準的な実施方法、子どもの人権、プライバシーの保護等について明示されていました。職員は随時読み合わせを行い、リーダーが実施方法について日々の保育指導を通して確認を行っています。保育内容の実践は画一的なものにならないように子ども一人ひとりの育ちを大切に保育を展開しています。	

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	<p>(コメント)</p> <p>「文書管理台帳」にて『愛育園マニュアル』、『保育マニュアル』、『育児担当制マニュアル』、『リスクマネジメント』、『個人情報保護マニュアル』、『情報漏えい時の対応フローチャート』、『不審者対応マニュアル』(2021.4.1改訂)等、約25種類のマニュアルの定期的な見直し、改訂状況を確認しました。子どもの姿、職員や保護者からの意見や提案を反映して振り返り、見直しを行い、次年度の作成に生かしています。全体定例会議は月1回、クラス会議、学年会議、リーダー会議、行事等各種会議は随時行い、子どもや保護者の状況や園全体の幼児教育・保育について話し合いを重ねています。</p>	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
	<p>(コメント)</p> <p>「全体的な計画」に基づき、「年間指導計画」、「月案」・「週案」は各々クラス担任間で合意のもと、主担当が責任者となり作成し、園長、主任保育士が確認しています。保護者とは入園時、また各学年ごとに個人面談を行い、個々の子どもの状況を把握して発達段階や家庭環境を踏まえた配慮のもとに「個人指導計画」を作成しています。栄養士、調理師、他関係機関の職員と幼児教育・保育のための協議を行い、計画に反映しています。</p>	
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
	<p>(コメント)</p> <p>「指導計画」や「月案」の評価反省は月1回実施し、振り返り・改善を行っています。指導計画等を緊急に変更する場合は、「指導計画変更時のフローチャート」(2021.4.1改訂)に沿って昼礼でタイムリーに周知しています。随時、リーダー会議(主任保育士・副主任保育士・主担当)で子どもの状況や保護者ニーズ等に対する保育や保護者支援などについての話し合いを行い、評価し、次の指導計画の作成に生かしています。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	<p>(コメント)</p> <p>子どもの発達の様子や家庭環境を踏まえた幼児教育・保育の実施状況は、「児童票」、「個人保健票」、「個人面接書」等、統一された様式に記録しています。個別の「指導計画」は毎月作成し、0歳から5歳児まで個々の子どもの育ちの姿を詳細に記録しています。また、共通認識が必要な情報は、毎日実施している昼礼や各種会議で職員に周知徹底しています。</p> <p>【前回 2018年6月の受審時は、b評価でしたが進化されています】</p>	
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	<p>(コメント)</p> <p>子どもの記録の保管に関しては『文書管理規定』に則り、鍵付きの書庫で園長が責任者となり管理しています。改正個人情報保護法(施行:2017年5月30日)を遵守した『個人情報保護マニュアル』(2021.4.1改訂)を整備しています。職員には園内研修で記録の管理や写真の取り扱い等、『個人情報保護マニュアル』を遵守徹底するための園内研修を実施していました。保護者には「ガイドブック」に個人情報の保護を徹底していることを明記し、年度当初に「個人情報同意書」を提出していただき、理解を得ています。</p>	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	『全体的な計画』は、『保育所保育指針』、法人の理念、園の理念、保育方針・目標に基づいて適切に編成されています。保育理念では、子どもが「新しい時代に生きる力の基礎を培う」、「地域子育て支援を積極的に行い、子どもの成長を喜ぶ社会の実現に寄与する」、また法人の理念では「個人の尊厳を旨として、その人に対するやさしい最善のサービスの提供の努める」等と明記され、子ども一人ひとりの育ちを尊重して援助し、子育てを支援することを園の使命として掲げていました。『全体的な計画』は、リーダー（園長、主任保育士、副主任保育士、クラス主担）が参画して作成しています。「年間カリキュラム」、「月案」、「週案」等は定期的に評価を行い、『全体的な計画』の次年度の作成に活かしていました。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	保育室は、温度、湿度の調整、換気、採光、音量等に配慮し、適切な状態を保持するように実践していました。常に清潔で安全な環境整備をするために、『当番マニュアル』（2021.4.1改訂）に沿って、掃除の分担や手順を取り決めていました。一人ひとりの子どもが特定の大人と愛着関係を形成し安心して心地よく過ごす人的物的環境を構成するために、乳児は育児担当制保育、幼児はグループ保育を取り入れていました。	
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	「連絡帳」や送迎時の保護者との関わりを通して、子ども一人ひとりの発達過程、家庭環境等をきめ細かく把握し、個人差に配慮して保育を進めています。人権研修を受講し子どもへの接し方、言葉掛け等が適切に行われるように学んだり、人権擁護に関する「チェックシート」を活用して定期的に自身と他者チェックを行うなど研鑽を重ねていました。今後は互いに具体的な事例に基づき日々の保育を振り返り議論しあう会議や研修の手法を取り入れるなど、更なるスキルアップを期待します。	
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	子どもが健やかに基本的な生活習慣を身につけていけるように、自分でやろうとする気持ちを大切に、発達に合わせた丁寧な援助と環境の工夫をしていました。『マニュアル』には、具体的な手順等が詳細に記載されていました。また個別の指導計画に家庭環境を記載し、個々の状況に応じてきめ細かな援助できるように、各種会議で職員に周知しています。	
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	室内では子どもが主体的に好きな遊びを見つけ遊び込めるように遊びのコーナーを設置したり、園庭ではサッカーや鬼ごっこ、様々な運動発達を保證する体育用具が設置されていて、存分に体を動かす遊びを楽しめるように時間帯を決めて遊ぶなど工夫していました。また異年齢での関わりや地域の人たちに接する機会を取り入れ豊かな人間関係を築いていけるように配慮しています。各保育室で小動物を飼育したり、園庭や屋上庭園では季節を身近に感じ、観察したり収穫してクッキングに取り入れたり、身近な自然に触れ合えるように工夫していました。幼児は年齢に応じた漢字絵本を使って漢字遊びを取り入れていました。	

A⑥	A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	基本的信頼感の形成と情緒の安定のため、育児担当制を実施し、保育者との親密な愛着関係が築かれるように1対1での関わりを大切にしていました。家庭とは、「連絡帳」等を利用して子どもの24時間の生活を把握し、連携を密にして、個々の発達に配慮した保育を進めていました。保育室は、担当保育士とゆったりと安心して過ごせるようにグループごとに区切られていて、子どもは自分の居場所として認識できるような環境の工夫をしていました。	
A⑦	A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	育児担当制を取り入れ、家庭との連携を密にして「個別月案」を作成し、個々の発達目標に合わせたきめ細かな保育を実践していました。保育士は、子どもの自我の育ちを受け止め気持ちを代弁したり、友だちとの関わりの中立ちをするなど、一人ひとりの育ちに合わせて援助しています。異年齢の子どもたちと遊んだり、担当保育士以外の園の職員と関わる等、様々な人に温かく見守られていることを実感できるように配慮していました。	
A⑧	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	養護と教育が一体的に展開されるように『全体的な計画』『年間指導計画』に基づき「月案」を作成し、それぞれの年齢発達に応じた遊びの環境を整備し、保育士が適切に関われるよう配慮して様々な遊びを展開しています。5才児は年度当初に子どもとともにクラス目標を立て、友だちと協力し合ってやり遂げる取り組みに挑戦しています。それらの活動を、運動会や発表会で披露したり、「おたより」や懇談会、ホームページなどで保護者や地域関係機関に発信し、園の取り組みの理解を得るようにしています。また運動遊びやリズム表現、絵本・言葉遊び、数遊び等の遊びを発達に沿って積み上げて育ていけるように、それぞれの「遊びの年間計画」を各年齢ごとに作成していました。	
A⑨	A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	個別の「指導計画」を作成し、保護者と緊密な連携を取りながら、安全な生活、集団の中で子ども同士が共に育ち合えるように配慮し保育を進めていました。市の年2回の巡回指導で相談や助言を受けて保育に活かしています。また、個別のケースにおいて、同法人の児童発達支援施設と連携し併行通園による療育を行っています。職員は『愛育園保育マニュアル』を活用したり研修を受講し、統合保育に関する必要な知識や情報を得ています。「ガイドブック」や「事業計画」に障がい児に配慮した保育を行っていることを明記し、保護者や地域に発信していました。	

A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	「連絡帳」で一人ひとりの生活リズムを把握し、0歳児は午前睡を取り入れたり、授乳時間の調整をする等、個別の配慮を丁寧に行っています。長時間の保育では家庭的な雰囲気ですキンシップを多くとり、ゆったりと過ごせるように畳やじゅうたんのコーナーを作る等、人的物的環境の整備をしています。「引き継ぎ書」を利用して、保育士間で子どもの状況や伝達事項を把握し、確実に保護者に伝えられるようにしていました。	
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	『全体的な計画』、「年間指導計画」、月案等に小学校との連携について計画的に記載し就学に向けて保育内容を工夫して実践しています。小学校へなめらかな接続ができるように、例えば5歳児の後期には、45分の集中活動、休息時間の工夫等、小学校の生活リズムを体験できるような取り組みをしていました。保護者には懇談会で就学に向けての不安や悩み等を共有できるように話し合ったり、就学までに育てたい姿を伝えたりしています。小学校との連携を深めていくために、教員との意見交換や合同研修の場を持てるように働きかけています。 【前回3年前 2018年6月の受審時は、b評価でしたが進化されています】	
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	『愛育園マニュアル』の健康管理の項目に基づき「健康管理保健年間計画」を立てて実践しています。既往症や予防接種の状況は「健康の記録」に記載しており、毎朝、健康観察を視診触診で行う等、一人ひとりの心身の健康状態をきめ細かく把握しています。「保健日誌」に子どもの健康状態を記録し、昼礼等で職員に周知しています。SIDSに関する必要な知識については毎年看護師による研修を行い、全職員に周知し、実践していることを「睡眠チェック表」等で確認しました。保護者にはSIDSに関する情報を提供したり、「保健だより」で季節性の感染症等の情報を提供していました。 【 健康・保健面での取り組み 】 毎朝、園児の健康観察を保育士と一緒に鼻水や咳、湿疹などの有無の確認を視診触診し、健康状態の把握に努め体調の変化に留意している。また毎月、園だよりの発行と共にほげんだよりを作成し、感染症やコロナ関連の情報を保護者に提供している。また低身長・肥満のチェック、予防接種歴・既往歴の把握、食物アレルギーやけいれん発生時の対応を行っている。保育士には乳幼児突然死症候群やロタ、ノロなどの嘔吐物処理法を研修したり、外部研修の報告を園内研修で行っています。	
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健診後のカンファレンスや会議で、結果を職員に周知し、日々の保育内容や「保健計画」に反映しています。結果は「個人保健表」と「健康の記録」に記載しています。保護者へは健診結果を報告し、有効活用されるように家庭と緊密に連携して健康管理や受診指導を行っています。	
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（2019年改訂）に沿って、『愛育園マニュアル』にアレルギー対応の項目を作成しています。保護者には主治医からの「指示書」を年2回提出していただき、個々の子どもの状況に合わせてアレルギー除去食の提供や皮膚疾患薬の塗布を行っています。アレルギー除去食の提供に当たっては、誤食がないように個別のトレイに除去の食材の写真を貼るなど徹底してチェックを行っています。職員はアレルギー児について会議を通して情報を共有、また研修に参加しています。	

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	<p>各年齢で「年間食育計画」を立案したり、毎月「献立」や「給食室だより」をホームページで公開しています。献立の中で旬の野菜を知ってもらうために子どもが皮むきなどの手伝いを行い、匂いをかいだり、手で触れることを大切にしています。5歳児では生のタケノコをスケッチしたり、はつか大根の収穫後に食べる経験をしたり、梅干しづくり、みそづくりなど様々な体験を行っています。</p> <p>【7/2(金)訪問時の献立 ごはん、松風焼、じゃが芋のきんぴら、かき玉汁 おやつ：わらびもち、牛乳】</p> <p>*2021年6月実施の「保護者アンケート」では、全てのクラスから大変高く評価されていました。代表的なコメント①給食が手作りでおいしく、食育へも力を入れている。②給食が充実している。おやつも手作りの物や小魚、牛乳、カンパン、を食べさせてもらっている。③給食も充実おやつも毎日手作りで食育に力を注いでいて、子供の心の成長にもつながる。④好き嫌いが出てくる時期でも、工夫して食べさせようとしてくれている。</p>	
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	<p>『改正食品衛生法』（2020年6/1施行）による「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」への対応は、『大量調理施設衛生管理マニュアル』（平成29年6月16日）と同等の『法人の衛生管理マニュアル』の遵守徹底をされており、食材の下処理や調理の際には十分に注意を払い衛生管理に努めています。2台のT社製の中心温度計の校正状況も確認しました。また、月1回給食会議を開催し、担当者を中心に子どもたちの食事について、量や好き嫌いなどの意見を聞いている。栄養士は各保育室を見回って配膳、下膳の際に子どもたちの様子を見たり、子どもとの関わりの時間を大切にしています。</p> <p>【 栄養士による食育の取り組み 】</p> <p>当園のキャッチコピー『季節を感じて触れ合って ころとからだかがやく子』旬の野菜や果物を取り入れ、季節を感じる事が出来る献立を考え、見る・触る・嗅ぐなど五感を育てることを大切に、毎日の食事が楽しくいただけるようにしています。おやつは、スナック菓子などの市販品ではなく、出来るだけ手作りにこだわっています。また、園で子どもたちが食物栽培して育てた野菜は、保育士や栄養士と一緒にクッキングをして食べています。梅シロップ・梅干し作り、秋には吊るし柿、味噌作りなどの体験を取り入れ、日々の変化を観察することを楽しんでいます。</p>	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	<p>保護者とは、「連絡帳」や送迎時の関わりを通じて、日々きめ細かに情報交換をして信頼関係を築くためのコミュニケーションを大切にしていました。保護者会や懇談会、保育参観等では、子どもの成長の様子を見ていただくとともに、『保育方針』等の理解を得る機会としていました。「園だより」、「クラスだより」では、保育内容、子どもの活動の様子を詳細に伝えています。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	学年懇談会・クラス懇談会・個人懇談会を通して、園での具体的な保育内容や個人の様子を伝えたり、保護者同志の意見交換の場を設けています。保護者からの個別の相談については「相談表」に記録し、相談内容によっては関係機関と連携を図るなどの対応をしていました。また、1歳～5歳児クラスの保護者に「一日保育士体験」をしていただく機会を設けるなど、園の保育を実感し理解を得る取り組みを実施していました。	
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	『虐待マニュアル』（2021.4.1改訂）を整備し、職員には虐待などの権利侵害を見逃さないように周知徹底するとともに園内研修を実施していました。（5月29日）保護者へはポスターの掲示で啓発に努めています。気になる家庭については、マニュアルのフローチャートに沿って対応をされています。	

	評価結果
--	-------------

A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	「チャレンジシート」により一人ひとりの職員が自己目標を立て、自らの保育実践を保育内容の5領域に基づいて振り返りを行っています。また「人権擁護・人権保育年間計画」を立て、随時研修を行っていました。年3回「セルフチェックシート」に基づき自己及び他者の振り返りを行い、園長面談を実施していました。今後は、互いの自己評価をもとにして、意見交換したりアドバイスしあうような機会が更に充実して、園全体の保育の底上げにつながることを望まれます。	

	評価結果
--	-------------

A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A㉑	A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	人権に関する園内研修を実施、また園外研修を受講した職員が報告研修をして全職員に周知していました。年3回実施しているセルフチェックで一人ひとりの職員が自らの仕事を振り返る機会を細やかに行って行っていました。体罰禁止については、『愛育園マニュアル』の「服務心得」、及び『就業規則』に明記されていることを確認しました。 【前回 2018年6月の受審時は、b評価でしたが進化されています】	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	183 家族 (回収率 = 167回収 / 配付183 91.3%)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2021年6月実施)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

保護者 167人から回収(回収率=167回収/配付183 91.3%) その結果は大変高い満足度を示しました。

【園全体の保護者満足度平均値 5段階評価 ⇒ 4.5 大変高い満足度】
各クラスの5段階評価、回収率、代表的なコメントを以下に記載します。

0歳児 ひよこ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.4 (回収率=16/18 88.9%)

- ① (複数) 人数が多いので賑やか。
- ② (複数) 様々な事にチャレンジする機会がある。
- ③ 若い先生からベテランの先生までいて、しっかり子供を見てくれる安心感がある。

1歳児 りす組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.2 (回収率=13/16 81.3%)

- ① (複数) 体づくりに力を入れている。
- ② (複数) 行事や特別な活動(リトミックや英語、漢字カードなど)が多い。薄着保育の促進。
- ③ (複数) 園庭が広く、お散歩で園外にも連れて行き、外遊び、砂遊びをよくしてくれる。

1歳児 きりん組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.3 (回収率=10/14 71.4%)

- ① (複数) リズムや表現活動、言葉遊びなど子供にとって多種多様な経験ができる。
- ② 運動参観や発表会が充実している。
- ③ 手作りの給食やおやつ等、食育へも力を入れている。

2歳児 こぐま組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.6 (回収率=14/15 93.3%)

- ① (複数) 教育的要素があり、伸び伸びと過ごす事ができている。
- ② (複数) 行事や特別な活動(リトミックや英語、漢字カードなど)が多い。
- ③ (複数) 園庭が広いので伸び伸びと遊べる。自然と触れる教育も充実していると思う。

2歳児 ぱんだ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.6 (回収率=14/15 93.3%)

- ① (複数) クラス担当でなくても、どの先生方も子供の名前を呼んで声をかけてくださる。暖かい雰囲気があります。先生方が子供たちの事をよく見ていて下さることが伝わります。
- ② (複数) リズムや漢字等、子供の成長を助ける活動を様々行ってきて親は嬉しいです。
- ③ (複数) 手作りの給食とおやつがとても良い。

3歳児 空組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.6 (回収率=37/40 92.5%)

- ① (多数) 体育活動に力を入れている印象。
- ② (複数) 裸足、薄着指導で健康的。
- ③ (複数) 生活習慣の指導はもちろん、体操、就学に向けた準備(勉強系)と何でも偏りなく身に付けさせてくれる。

4歳児 星組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.4 (回収率=30/30 100%)

- ① (多数) 給食も充実おやつも毎日手作りで食育に力を注いでいて、子供の心の成長にもつながる。
- ② (多数) 習い事や教育が充実している。
- ③ (複数) 給食がすべて手作りで美味しい。

5歳児 虹組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.5 (回収率=33/35 94.3%)

- ① (多数) 体力づくりに積極的。
- ② (多数) 園で習い事(英語など)をさせてもらえる。
- ③ (複数) 給食がすべて手作りで美味しい。

以 上

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等